

公益認定等委員会だより

内閣府



第59号 平成28年12月2日発行

内閣府公益認定等委員会 発行

より詳しい公益法人制度の内容や申請手続については「公益法人information」を御覧ください

<https://www.koeki-info.go.jp/>

今月は九州ブロック会議の際に訪問した法人（(公社)宮崎県林業労働機械化センター）を紹介します。（関連記事2ページ）
「民による公益の増進」という共通目標の下、互いに意識の共有に努めるため、公益認定等委員会の委員と公益法人等の関係者が率直な意見交換を行うラウンドテーブルを開催しました。（関連記事4ページ）

活性研フォーラムの様子



公益法人の活動紹介

■公益財団法人
東北活性化研究センター

詳しくはP.2を御覧ください。

目次

一般の皆様

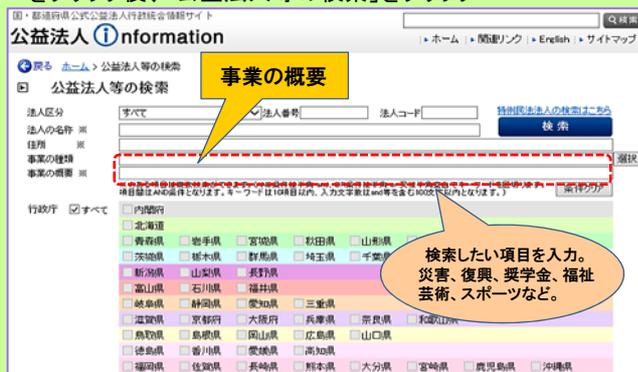
- P.2委員の法人訪問記③
公益社団法人
宮崎県林業労働機械化センター
- P.3法人の活動紹介
公益財団法人東北活性化研究センター

法人の皆様

- P.4民による公益の増進
のためのラウンドテーブル
公益法人を目指す一般法人や
公益法人の支援の在り方について
～公益認定申請相談や
法人運営相談の実情を踏まえて～
- P.5第4回テーマ別セミナー
「収支相償」について
～基本的事項の整理と
定期提出書類の記載～
- P.6申請サポートに関する情報・
その他お知らせ
(公益認定申請サポート・法人運営相談や
テーマ別セミナーの開催等の日程について
お知らせいたします。)

ホームページで公益法人の検索ができます
寄附先等の検索に御利用ください

～検索画面の出し方～
ホームページ「公益法人information」で「公益法人とは」
をクリック後、「公益法人等の検索」をクリック



11月末現在の法人数等

		公益法人数		一般法人数 (注)
		社 団	税額控除法人数	
内閣府	社 団	798	122	817
	財 団	1,617	310	901
都道府県	社 団	3,355	110	4,623
	財 団	3,695	424	3,037
合 計		9,465	966	9,378

(注) 公益目的支出計画実施法人

(平成28年11月30日現在)

委員の法人訪問記③

公益社団法人 宮崎県林業労働機械化センター



平成28年10月25日に宮崎県で開催された公益認定等委員会と都道府県の合議制機関の委員の意見交換（九州ブロック）に際し、公益認定等委員会の小森委員長代理及び恵委員が、翌26日に公益社団法人宮崎県林業労働機械化センターを訪れましたので、その様子を紹介します。

活動内容

宮崎県からの補助事業として林業作業主任者養成事業及び車両系素材生産技能者育成事業を、同県からの委託事業として次代を担う高校生林業体験事業、ウェルカム林業！担い手確保対策事業、新規参入者確保相談・指導事業、「緑の雇用」現場技能者育成対策事業及び地域林業雇用改善促進事業を、自主事業として無料職業紹介事業、高性能林業機械導入促進事業及び高性能林業機械オペレータ研修を実施。

今回の訪問では、甲斐理事長、山本専務理事、高橋管理・機械課長、兼行担い手育成課長及び永井総務会計主任にご対応いただき、甲斐理事長のご挨拶の後、山本専務理事より法人の事業概要や事業を実施する上での課題について、日本の置かれている林業を取り巻く現状を含めた展望などをご説明いただきました。



意見交換の様子

宮崎県は木材の素材生産量が全国2位、特にスギの素材生産量が全国1位であり、全国有数の林業労働力を有していますが、森林・林業の活性化を図り、林業の成長産業化を実現していくためには、「伐って、使って、植える」という資源循環型林業の確立とともに、森林の適正な管理を担う林業事業体の体質強化、優秀な若年労働力の確保・育成及び低コスト林業に資する高性能林業機械の活用が重要な課題とのことです。

公益社団法人 宮崎県林業労働機械化センター

林業担い手の確保・育成と林業への就業促進、機械化林業の推進と高性能林業機械の導入促進、さらには林業事業体の雇用管理の改善や事業の合理化等の事業を行い、もって林業及び山村地域の経済の振興並びに森林の持つ公益的機能の維持・増進等を図り県土の均衡ある発展に寄与することを目的に平成5年に設立され、平成24年に公益社団法人に移行しました。

1. 林業就業に向けた相談・指導と新規就労促進
2. 林業就業者に対する技術習得のための研修
3. 林業事業体の雇用管理・労働環境改善のための相談・指導
4. 高性能林業機械の共同利用

法人公式ホームページ
<http://www.ringyokikai.jp/>



高性能林業機械の共同利用



高性能林業機械メンテナンス研修



「緑の雇用」現場技能者育成対策事業

このような現状の中、法人は宮崎県、宮崎県森林組合連合会及び宮崎県造林素材生産事業協同組合連合会と連携し、法律に基づき「林業労働力確保支援センター」として知事の指定を受け、労働力の確保・育成、高性能林業機械の導入促進及び事業体の経営改善に努めているとのことです。

法人の運営については、公益事業の財源は高性能林業機械の貸付け収入のほか補助金及び委託金により確保しているとのことです。



次代を担う高校生林業体験学習

委員との間では、川上から川下までを視野に入れた林業界の展望や、林業労働の機械化の意義、本法人の今後の活動の在り方等広範にわたり意見交換が行われました。また、委員より一定額以上の寄附者に対する栄典授与制度などをご紹介・説明し、広く国民に公益活動の意義発信を通して公益法人のメリットを活かし寄附金を募り財政の安定化を図れることや、公益法人としての活動の公益性を内閣府賞勲局に賞勲対象の「公益団体」として認定申請をすることで、認定されると法人への寄附者が栄典を授与される団体となる可能性についてもお伝えしました。

公益社団法人宮崎県林業労働機械化センターの皆様、快くご対応いただき、改めて御礼申し上げます。





公益財団法人 東北活性化研究センター

法人公式ホームページ <http://www.kasseiken.jp>

公益法人 の 活動紹介

概要 当センターは、地域の一体的な開発整備を目的として新潟県を含めた東北7県（東北圏）の産学官が発起人となり昭和36年に設立された東北開発研究センターと、地域産業の活性化を目的として昭和63年に設立された東北産業活性化センターが、「調査研究・実践一体の地域シンクタンク」を目指し、平成22年6月に合併・発足し、平成24年4月に公益財団法人に移行した組織です。
「知をつなぎ、地を活かす」を活動理念として、地域・産業活性化に関する調査研究、プロジェクトの発掘・支援を行い、成果を各方面に提供するとともに、将来を担う人財育成も行い、東北圏の活力向上と持続的な発展に寄与してまいります。

主な活動内容

1. 調査研究事業

東北の経済動向や、地域・産業活性化などの分野に取り組んでいます。調査研究成果については、原則すべて公表しております。また、シンポジウム等も実施しています。



東北圏社会経済白書

《東北圏社会経済白書》

社会・経済に関する各種指標をもとに、経年変化を含めて東北圏と全国とを比較し、特徴を明らかにするため、平成25年より「東北圏社会経済白書」を毎年発刊しています。

《景気ウォッチャー調査 (東北地域分の受託)》

内閣府では、地域の景気に関連の深い動きを観察できる立場にある方々の協力の下、地域毎の景気動向を的確かつ迅速に判断し、景気動向判断の基礎資料とすることを目的に、景気ウォッチャー調査を実施しています。当センターは、東北地域分を受託し、毎月報告しています。

2. プロジェクト発掘・支援事業

東北の地域活性化にとって先導性や公共性が高く、地域への波及効果が大きい自治体やNPO等のプロジェクトを対象に企画、調査、各種情報・ノウハウの提供などの支援・協力を行っています。



オンリーワン企業紹介の
CD-ROM

《東北圏 オンリーワン企業紹介》

企業の新規取引や連携を促進し、地域全体の産業活性化につなげることを目的に、独自の技術や商品を有する企業(主に製造業)の事業活動の概要および新事業・新商品の開発可能性を示した資料を作成し、国内主要企業への情報発信に努めています。

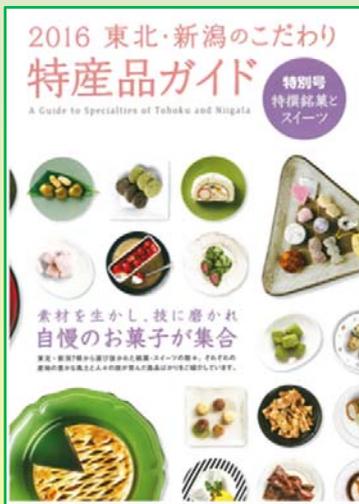


《地域観光 戦略プログラム》



地域観光戦略プログラムの様子

地域観光事業を推進する人財力を育むため、観光分野の専門家等と連携しながらマーケティング、観光マネジメントについて学ぶとともに、対象地域の観光戦略づくりを行う「地域観光戦略プログラム」を実施し、東北圏におけるDMOづくりの支援も行っています。



東北・新潟のこだわり特産品ガイド

《東北・新潟の こだわり特産品ガイド》

東北は風評被害のため産品販売や観光の低迷が続いています。東北の優れた特産品を国内外へ広く紹介・発信するこのガイドを作成・配付することで、販路拡大支援および地域支援を行っています。



3. 人財育成事業

ビジネスの活性化には、様々な企業人財との連携を進めながら事業を推進することが必要です。こうした人財育成ならびにネットワークを構築するために、定期的に講座を開設しています。

4. その他

魅力ある東北を目指して、大学などと連携しフォーラム等を開催しています。また、機関誌「東北活性研」を年4回発行しています。



平成28年度 ラウンドテーブル

内閣府公益認定等委員会では、審査、監督に並ぶ第三の重要な柱として、公益認定等委員会委員と公益法人等の関係者が、国民・市民のための公益の増進の在り方を共に考え続け、その成果を広く発信する「法人との対話」を推進しています。この一環として、同委員会の委員と内閣府相談員（※）が率直な意見交換を行う「ラウンドテーブル」を10月28日（金）に開催しました。その概要をお伝えします。

（※）一般法人又は公益法人を対象に平成22年度から実施している「新公益法人制度の理解を深めるための相談会」において各法人からの個別相談に対応している相談員。弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して内閣府が委嘱。



〔相談員〕 ※50音順
大内 隆美 構想日本 政策スタッフ
元内閣府公益認定等委員会新公益法人制度普及・啓発員
佐々木 健一 虎ノ門有限責任監査法人 専務理事
篠田 憲明 三宅坂総合法律事務所パートナー
古川 美和子 辻・本郷税理士法人 公益法人部 統括部長
本田 聡 鳥飼総合法律事務所
〔公益認定等委員会〕
山下徹委員長、小森幹夫委員長代理、北地達明委員、小林敬子委員、西村万里子委員、堀裕委員、恵小百合委員

<テーマ> 公益法人を目指す一般法人や公益法人の支援の在り方について ～公益認定申請相談や法人運営相談の実情を踏まえて～

I 一般法人からの公益認定申請に関する相談について

- 新規に一般法人を設立して公益認定申請を検討している法人は、税制優遇を受けたいというところが多い。ただし、公益法人になれば認定基準を満たし続けなければならないが、その点について法人側で十分に検討されていない場合もあるのではないか。基準を満たし継続していく自信がないという声もある。
- 公益認定申請を行うか否か検討中の法人は、認定後の法人運営について、事務負担というより、経営における価値観やミッションが変わってしまうことに関する心理的負担を感じている。公益認定後、どのような経営上の変化、もしくは法人運営上の変化が生じるのかが見えないので、公益認定申請を躊躇しており、ミッションの変化の有無の見定めが重要であることを法人に伝えている。
- 公益認定申請を行うか否か検討中の法人からは、事務負担として、公益法人になると定期提出書類等に関する事務処理に対応できないのではないか、との相談がある。
- 公益認定申請を行うか否か検討中の場合、公益法人となった後に財団側あるいは社団側が良くなるのか、どのように前に進んでいくのかということを検討されていないケースが多い。たとえば、寄附を貰えるので、との話をよく聞くが、これまでの寄附の状況や、公益法人になったときに寄附がどれくらい増えるのか、方策があるのかを尋ねると、大概検討されていない。このため、公益法人になったら本当に寄附を貰えて活動が潤っていくのかも含め、もう一度考えていただくよう促している。
- 過去の相談を類型化し、ある程度まとめて公表すると良いのではないかと。法人が相談に行ってみたいと思うときに、事前に様々な情報に接することができる。

II 公益法人からの運営に関する相談について

- 収支相償に関して、どのような形のものが特定費用準備資金になるのかという相談や、収支相償を満たすことも念頭に置いた指定正味財産の会計処理についての相談が多い。関連して、寄附者の使途指定の確認方法や指定の解除要件についての相談など、近年、寄附にまつわる相談が多いと感じている。
- 財政的な不安から、ゆくゆくは法人を解散する、あるいは他の団体と一緒にするというような、解散や合併等に関する相談が増えてきているように思う。
- 収支相償、これに伴う遊休財産、内部留保に関する相談が多く、近年は立入検査に関する相談も多いと感じる。株の配当が増加して収入が費用を上回ってしまったというケースもあれば、会費や債券運用に拠っていて基本財産を取り崩したいというケースもあり、相談内容が両極端に分かれている。
- 理事会等のガバナンスに関する相談が多い。また、収支相償や変更申請・届出に関する相談もある。
- 現行の公益法人制度の創設は、公益を民が決め、法人が自立して運営を行うためにふさわしいガバナンスが必要、ということが大きな趣旨だった。しかしながら、昨今は制度趣旨を理解せず、例えばチェックポイントに該当しているか、といった点をチェックすることが自己目的化してしまっているように感じる。本来趣旨に立ち返り、現場の声を聴きながら一緒にやっていくことが理想であろうと思う。



※上記のほかにも御意見をいただきました。詳細は「公益法人information」トップページ「内閣府からのお知らせ」に掲載している概要を御覧ください。

第4回テーマ別セミナー

1「公益法人の会計基準に関する実務指針」、2「収支相償」について開催しました 《平成28年11月9日(水)》

今回のテーマのうち、前半の「公益法人の会計基準に関する実務指針」(講師:上倉要介氏(公認会計士))については、第2回テーマ別セミナー(7月7日開催)より今回まで、合計3回にわたり、同じ内容(日本公認会計士協会の実務指針第38号に係る内容)で、これに関しては「公益認定等委員会だより」第56号9月9日発行)に記載しておりますのでそちらを御覧ください。今回は後半の「収支相償」について紹介します。



「収支相償」について ～基本的事項の整理と定期提出書類の記載～

本セミナーでは、収支相償の制度を基本的理解の整理から始めて、これに関連して会計的理解を深める内容をも網羅しています(以下、(例-1)、(例-2)を記載)。その他、定期提出書類における剰余金の発生原因と解消計画について、基本的な記載の仕方・記載例について解説しています。

なぜ、特定費用準備資金・資金取得資金の残高は貸借対照表上、特定資産(固定資産)としなければならないのか。
(資料より抜粋)

例-1

5. 特定費用準備資金・資産取得資金

【特定費用準備資金・資金取得資金と特定資産】

- ・ 他の資金と明確に区分して管理しなければならない。
- ・ 貸借対照表上、適切な名称を付して特定資産(固定資産)として計上しなければならない。

↓
「当該公益法人が特定の目的のために預金、有価証券等を有する場合には、当該資産の保有目的を示す独立の科目をもって、貸借対照表上、特定資産の区分に記載するものとする。」(公益法人会計基準注解(注4)3)

〈イメージ図〉

貸借対照表

科目	金額
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金預金	1,000
.....	xx
2. 固定資産	
(1) 基本財産	xx xx
(2) 特定資産	xx
.....	xx
(3) その他固定資産	xx
.....	xx

当年度に「特定費用準備資金」として200繰入れ、貸借対照表上、特定資産として「〇〇積立資産」を積立した。

貸借対照表

科目	金額
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金預金	800
.....	xx
2. 固定資産	
(1) 基本財産	xx xx
(2) 特定資産	
〇〇積立資産	200
.....	xx
(3) その他固定資産	xx
.....	xx

6. 指定正味財産

・ 指定正味財産から一般正味財産への振替

<事例>

使途を指定された寄附金500を受け入れ、受入年度に300を次年度に200を〇〇事業費の支出とした会計仕訳事例

【寄附金受入時の会計仕訳】

(借) 現金預金(B/S) 500 (貸) 受取寄附金(正味・指定) 500
(借) 〇〇事業特定預金(B/S) 500 (貸) 現金預金(B/S) 500

【1年目事業実施時の会計仕訳】

(借) 〇〇事業費(正味・一般) 300 (貸) 〇〇事業特定預金(B/S) 300
(借) 一般正味財産への振替額(正味・指定) 300 (貸) 受取寄附金(正味・一般) 300
(受取寄附金振替額)

【2年目事業実施時の会計仕訳】

(借) 〇〇事業費(正味・一般) 200 (貸) 〇〇事業特定預金(B/S) 200
(借) 一般正味財産への振替額(正味・指定) 200 (貸) 受取寄附金(正味・一般) 200
(受取寄附金振替額)

〈1年目正味財産増減計算書〉

I 一般正味財産増減の部	
受取寄附金(受取寄附金振替額)	300
〇〇事業費	300
当期一般正味財産増減額	0
一般正味財産期首高	0
一般正味財産期末残高	0
II 指定正味財産増減の部	
受取寄附金	500
一般正味財産への振替額	300
当期指定正味財産増減額	200
指定正味財産期首高	0
指定正味財産期末残高	200
III 正味財産期末残高	200

〈2年目正味財産増減計算書〉

I 一般正味財産増減の部	
受取寄附金(受取寄附金振替額)	200
〇〇事業費	200
当期一般正味財産増減額	0
一般正味財産期首高	0
一般正味財産期末残高	0
II 指定正味財産増減の部	
受取寄附金	0
一般正味財産への振替額	200
当期指定正味財産増減額	△200
指定正味財産期首高	200
指定正味財産期末残高	0
III 正味財産期末残高	0

例-2

指定正味財産から一般正味財産への振替処理と正味財産増減計算書との関係
(資料より抜粋)

※当日の資料や今後のセミナーの予定は「公益法人information」に掲載していますので、ご覧下さい。



<https://www.koeki-info.go.jp/administration/semnar.html>



公益認定申請サポート・法人運営相談について

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。公益認定を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）について相談がある法人の皆様は、サポートを御活用ください。予約方法など詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

■公益認定申請の内閣府相談窓口

窓口相談 《要事前申込》

1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌月上旬にかけて、「公益法人information」で募集しています。

電話 03-5403-9557
FAX 03-5403-0231
メール sodan-juri@cao.go.jp

電話相談

専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03-5403-9669
時間 平日10時～16時45分



■公益認定申請及び公益法人・一般法人の運営に関する相談会 《要事前申込》

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計士等）による相談会を全国で開催しています（1法人につき1時間程度）。12月の予定は下のとおりです。

- ①愛知県名古屋市で開催
日時：12月13日（火）13:00～16:50
場所：愛知県庁東大手庁舎1階 締切りました
- ②東京都千代田区で開催
日時：12月19日（月）13:00～16:50
場所：アーバンネット大手町ビル6階 申込〆切
12月7日（水）17時

（※詳細は「公益法人information」を御覧ください。）

■その他のサポート

●業態別説明会への講師派遣 《要事前申込》

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。

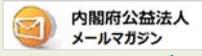
電話 03-5403-9586
FAX 03-5403-0231

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。
※謝金は不要です。



お知らせ

内閣府では、Facebook、Twitter、メールマガジンを通じた情報発信を行っています。「公益法人information」トップページに掲載されている画像をクリックして御覧ください。



公益法人探訪記

只今配信中

～全国各地の公益法人の活動紹介～

「内閣府公益法人Facebook」で全国各地の公益法人を御紹介し、国民・市民の皆様幅広く情報をお届けすることにより、様々な公益活動への理解や支援の輪を広げる活動を行っています。どのような活動分野でも結構ですので、公益法人の皆様は、是非投稿をお願いします。認定行政庁はいずれでも結構です。

なお、当該記事上で、行政庁による認定を受けている新規事業の紹介や公募案内を行うこともできます。どうぞ御活用ください。

投稿の御案内

「公益法人information」トップページ
<https://www.koeki-info.go.jp/index.html>
内閣府からのお知らせ
平成28年10月18日 ▶「公益法人探訪記」の投稿案内
<公益法人の方は是非投稿ください> をクリック



■次回のテーマ別セミナーの開催内容は検討中
詳細が決まりましたら「公益法人information」に掲載します。

募集

ホームページ及び委員会だよりで活動紹介を希望する法人を募集！

公益認定等委員会の広報誌（月1回発行）及び「公益法人information」サイトで、法人の活動紹介を行っています。多くの方に活動を知ってもらう機会になりますので、奮って御応募ください！

現在多数の法人活動を紹介しており、随時更新しています。詳しい応募方法や記事のフォーマット等の情報は、下記を御覧ください。

■問い合わせ先

内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電話：03-5403-9524

e-mail：koueki-info@cao.go.jp

※本誌の掲載内容を引用される際は、必ず内閣府の出典を明示し、原典を引用いただきますようお願いいたします。